公募型企画競争の公示

次のとおり公募型企画競争に付します。 令和7年6月2日

> 経理責任者 独立行政法人国立病院機構高知病院 院長 先山 正二

1. 業務概要

(1) 業務名

独立行政法人国立病院機構高知病院 省エネルギー支援業務委託

- (2)業務内容
 - ・省エネルギーの推進を図るため、既存設備機器・システムの運用改善提案及び指導を行う省エネルギー支援業務 その他公募型企画競争説明書、省エネルギー支援業務委託仕様書による。
- (3)履行期間 令和7年9月1日から令和9年8月31日(2年)
- (4) 本業務は、技術提案を受け付け、総合的に評価して交渉権者を決定する公募型企 画競争の適用業務である。
- (5)納入場所 独立行政法人国立病院機構高知病院

2. 競争参加資格

- (1)業務責任者は、次の資格及び実績を有する者を配置すること。
 - ① エネルギー管理士、技術士のいずれかの資格を有する者。
 - ② 平成27年以降において、病床数300床以上の病院の省エネルギー支援業務又は省エネルギー診断について実績を3件以上有する者。
- (2) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者及び独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を 得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名 停止等措置要領(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止期間等を適用す る。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質 若しくは数量に関して不正の行為をした者

- 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を 妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価を確定する場合において、当該代価の請求を故 意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行 に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者
- (4) (3) に該当する者を入札代理人として使用しない者
- (5) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、四国地域における競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (6)会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき 再生手続開始の申立てをした者((5)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 参加表明書の提出期限の日から競争執行のときまでの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価に関する事項

- (1) 交渉権者及び報酬割合の決定方法
 - ① 競争参加者は、見積書の提出者(以下「提出者」という。)が示す目標削減額(以下「目標削減額」という。)に提出者が示す報酬割合(以下「報酬割合」という。)を乗じた額(削減報酬として請求する額(以下「請求額」という。))を差引した金額(以下「実質削減額」という。)及び技術資料をもって競争をし、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効(実質削減額が予定価格以上であること。)な見積書を提出した者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)の申込みの実質削減額が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、報酬割合が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、 又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は、 交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

- (2)総合評価の方法
 - ① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価值=価格評価点+技術評価点

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の最高点数は10点とする。

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = 10点×(1-価格評価基準額/実質削減額)

③ 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記 1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は75点とする。

- 1) 予定技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針など
- 3) 事業者の実績

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = 技術評価の得点合計

技術評価の得点合計 = 1)の評価点 + 2)の評価点 + 3)の評価点

- ④ 詳細は公募型企画競争説明書による。
- 4. 競争手続等
 - (1) 担当部署

〒780-8507 高知県高知市朝倉西町1-2-25

独立行政法人国立病院機構高知病院 企画課 契約係

電話 088-844-3111

FAX 088-843-6385

(2) 公募型企画競争説明書の交付期間、場所

交付期間:令和7年6月2日(月)~令和7年6月19日(木)

(土日祝日を除く8時30分~17時00分)

交付場所:(1)担当部署に同じ。

(3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所

提出期間:令和7年6月3日(火)~令和7年6月19日(木)

(土日祝日を除く8時30分~17時00分)

提出場所:(1)担当部署に同じ。

提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(4) 技術資料の提出期間並びに提出場所及び方法

提出期間:令和7年6月20(金)~令和7年7月18日(金)

(土日祝日を除く8時30分~17時00分)

提出場所: (1) 担当部署に同じ。

提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(5) 競争執行の日時及び場所

令和7年7月31日(金)10時00分 高知病院 会議室(ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年7月30日17時00分までに(1)の担当部署に必着すること。) に持参すること。

(6) 競争執行の方法

見積書には、省エネルギー手法を実施した場合に見込める目標削減額、報酬割合、請求額、実質削減額を記載すること。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 目標削減額は履行期間中1年あたりの金額を税込金額(円)で表すこと。
- 2) 報酬割合はパーセント(%)で記載すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 契約保証金 免除
- (3) 競争の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、提出者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、参加表明書、技術資料及び見積書に虚偽の記載をした者の提出した見積書及び競争に関する条件に違反した参加表明書、技術資料及び見積書は無効とする。

- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1) に同じ。
- (7) 詳細は公募型企画競争説明書による。